公　告

諸　事　項

工 場 財 団

長崎県諫早市幸町１番23号**九州ガス株式会社**の工場財団に長崎県諫早市幸町376番地九州ガス株式会社の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年１月 21 日

長崎地方法務局諫早支局

長崎県諫早市幸町１番23号**九州ガス株式会社**の工場財団に長崎県大村市水主町一丁目747番地52九州ガス株式会社大村工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年１月 21 日

長崎地方法務局諫早支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第３号の規定に基づき、平成22年１月14日から司法書士業務の禁止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年１月 21 日

津地方法務局長　志賀浦　実

記

氏名　渡部　浩光

所属していた司法書士会　三重県司法書士会

登録番号　三重第460号

事務所の所在地　三重県四日市市笹川一丁目282番地１

違反行為　業務停止処分中の業務取扱い

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成22年１月15日から３週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年１月 21 日

津地方法務局長　志賀浦　実

記

氏名　渡部　晃司

所属する土地家屋調査士会　三重県土地家屋調査士会

登録番号　三重第743号

事務所の所在地　三重県四日市市笹川一丁目282番地の１

違反行為　登記申請意思確認義務違反

郡山区域農用地整備事業における柳橋３換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から郡山区域農用地整備事業における柳橋３換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年１月 21 日

農林水産大臣　赤松　広隆

郡山区域農用地整備事業における黒木２換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から郡山区域農用地整備事業における黒木２換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年１月 21 日

農林水産大臣　赤松　広隆

郡山区域農用地整備事業における柳橋６換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から郡山区域農用地整備事業における柳橋６換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年１月 21 日

農林水産大臣　赤松　広隆

解散命令公告

別表の左欄に掲げる組合は、その所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成 22 年１月 21 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
電気通信関連工事業協同組合　東京都練馬区石神井町８－39－15	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
大誠建設協同組合　東京都千代田区九段南３－５－５	同上

〔教示〕　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日の翌日から６箇月以内に国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２２年（家）第２号

北海道滝川市扇町３丁目９番34号

申立人　丸山　　健

本籍北海道滝川市西町２丁目６番地14、最後の住所北海道滝川市西町２丁目８番９号、死亡の場所北海道赤平市、死亡年月日平成21年１月５日、出生の場所秋田県能代市、出生年月日昭和12年８月４日、職業無職

被相続人　亡　幸坂　兼藏

催告期間満了日　平成22年７月30日

札幌家庭裁判所滝川支部

平成２１年（家）第８８３号

釧路市宮本１丁目３番11号　弁護士法人笠井・伊藤法律事務所

申立人　伊藤明日佳

本籍北海道釧路市鶴ケ岱１丁目82番地、最後の住所釧路市旭町１番1061号　ラポール久寿里橋1061、死亡の場所北海道釧路市、死亡年月日平成20年１月18日、出生の場所釧路市寿町６番地、出生年月日昭和10年５月５日、職業不詳

被相続人　亡　岩田　継夫

催告期間満了日　平成22年７月30日

釧路家庭裁判所